

第2回厚真町議会定例会説明資料

令和7年6月16日

目次

| | |
|---|---------|
| 厚真町特別職の給与に関する条例の特例条例の制定について | 2頁 |
| 厚真町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について | 3頁～7頁 |
| 厚真町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について | 8頁～9頁 |
| 厚真町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する条例の一部改正について | 10頁～13頁 |
| 厚真町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について | 14頁～35頁 |
| 厚真町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について | 36頁～49頁 |
| 浜厚真野原公園サッカー場改修工事請負契約の締結について | 50頁～51頁 |
| 財産の取得について | 52頁 |
| 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について | 53頁 |
| 令和7年度厚真町一般会計補正予算（第3号）について | 54頁～71頁 |
| 厚真町土地開発公社の業務等の報告について | 72頁 |

厚真町特別職の給与に関する条例の特例条例に関する資料

1 制定の理由

職員の町税の滞納処分における事務処理の誤りについて、国家賠償法に基づく損害賠償請求事件として提訴され、損害賠償金の支払いに至ったことに対する責任を明らかにするため。

2 制定内容

町長の給料の減額（第2条）

令和7年7月1日から令和7年8月31日までの間、厚真町特別職の給与に関する条例第3条で定める町長の給料月額に100分の90を乗じて得た額

$$770,000\text{円} \times 90 / 100 = 693,000\text{円}$$

厚真町議会の個人情報の保護に関する条例新旧対照表

| 改正後 | | | 改正前 | | |
|---|---------------------------------|--|---|---------------------------------|--|
| <p>第1条（略） （定義）</p> <p>第2条（略） 2～9（略）</p> <p>10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。<u>第12条第5項</u>において「番号利用法」という。)<u>第2条第9項</u>に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>11～13（略）</p> <p>第3条～第11条（略） （利用及び提供の制限）</p> <p>第12条（略） 2～4（略）</p> <p>5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号までの規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。</p> | | | <p>第1条（略） （定義）</p> <p>第2条（略） 2～9（略）</p> <p>10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。<u>以下「番号利用法」という。</u>)<u>第2条第8項</u>に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>11～13（略）</p> <p>第3条～第11条（略） （利用及び提供の制限）</p> <p>第12条（略） 2～4（略）</p> <p>5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで<u>及び第30条</u>の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。</p> | | |
| 第12条第1項～第30条 | (略) | (略) | 第12条第1項～第30条 | (略) | (略) |
| 第39条第1項第1号 | 又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき | 第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項(第1号に係る部分に限る。)の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定 | 第39条第1項第1号 | 又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき | 第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項(第1号に係る部分に限る。)の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定 |

厚真町議会の個人情報の保護に関する条例新旧対照表

| 改正後 | | | 改正前 | | |
|--|-----|---|---|-----|--|
| | | に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号利用法第2条第10項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき | | | に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号利用法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき |
| 第39条第1項第2号 | (略) | (略) | 第39条第1項第2号 | (略) | (略) |
| <p>第13条～第16号 (略)</p> <p>(個人情報ファイル簿の作成及び公表)</p> <p>第17条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿(第3項において「個人情報ファイル簿」という。)を作成し、公表しなければならない。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。</p> <p>(1) 次に掲げる個人情報ファイル</p> <p>ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与若しくは報酬若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの(議</p> | | | <p>第13条～第16号 (略)</p> <p>(個人情報ファイル簿の作成及び公表)</p> <p>第17条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿(以下「個人情報ファイル簿」という。)を作成し、公表しなければならない。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。</p> <p>(1) 次に掲げる個人情報ファイル</p> <p>ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの(議長が行う</p> | | |

厚真町議会の個人情報の保護に関する条例新旧対照表

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。)</p> <p>イ～キ (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>(開示請求権)</p> <p>第19条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。</p> <p>2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人(以下「代理人」と総称する。)は、本人に代わって前項の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。</p> <p>第20条～第27条 (略)</p> <p>(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)</p> <p>第28条 (略)</p> <p>2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第25条第1項の決定(以下「開示決定」という。)に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第29条～第31条 (略)</p> | <p>職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。)</p> <p>イ～キ (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>(開示請求権)</p> <p>第19条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、<u>議会の保有する自己</u>を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。</p> <p>2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人(以下<u>この章において</u>「代理人」と総称する。)は、本人に代わって前項の規定による開示の請求(以下<u>この章及び第49条において</u>「開示請求」という。)をすることができる。</p> <p>第20条～第27条 (略)</p> <p>(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)</p> <p>第28条 (略)</p> <p>2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第25条第1項の決定(以下<u>この章において</u>「開示決定」という。)に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第29条～第31条 (略)</p> |

厚真町議会の個人情報の保護に関する条例新旧対照表

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>(訂正請求権)</p> <p>第32条 (略)</p> <p>2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求(以下「訂正請求」という。)をすることができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>(訂正請求の手続)</p> <p>第33条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者(以下「訂正請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。</p> <p>第34条～第38条 (略)</p> <p>(利用停止請求権)</p> <p>第39条 何人も、自己を本人とする保有個人情報¹が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下「利用停止」という。)に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求(以下「利用停止請求」という。)をすることができる。</p> <p>3 (略)</p> | <p>(訂正請求権)</p> <p>第32条 (略)</p> <p>2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求(以下<u>この章及び第48条</u>において「訂正請求」という。)をすることができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>(訂正請求の手続)</p> <p>第33条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者(以下<u>この章</u>において「訂正請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。</p> <p>(利用停止請求権)</p> <p>第39条 何人も、自己を本人とする保有個人情報¹が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下<u>この章</u>において「利用停止」という。)に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求(以下<u>この章及び第48条</u>において「利用停止請求」という。)をすることができる。</p> <p>3 (略)</p> |

厚真町議会の個人情報の保護に関する条例新旧対照表

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>(利用停止請求の手續)</p> <p>第40条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者(以下「利用停止請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。</p> <p>第41条～第48条 (略)</p> <p>(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)</p> <p>第49条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求(以下この条において「開示請求等」という。)をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定に資する情報の提供その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。</p> <p>第50条～第58条 (略)</p> | <p>(利用停止請求の手續)</p> <p>第40条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者(以下この章において「利用停止請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。</p> <p>第41条～第48条 (略)</p> <p>(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)</p> <p>第49条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求(以下この条において「開示請求等」という。)をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。</p> <p>第50条～第58条 (略)</p> |

厚真町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例新旧対照表

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>第1条 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>個人情報 法第2条第3項に規定する個人情報をいう。</u></p> <p>(2) <u>個人情報ファイル 法第2条第4項に規定する個人情報ファイルをいう。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) <u>特定個人情報 法第2条第9項に規定する特定個人情報をいう。</u></p> <p>(5) <u>特定個人情報ファイル 法第2条第10項に規定する特定個人情報ファイルをいう。</u></p> <p>(6) <u>個人番号利用事務 法第2条第11項に規定する個人番号利用事務をいう。</u></p> <p>(7) <u>個人番号利用事務実施者 法第2条第13項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。</u></p> <p>(8) <u>情報提供ネットワークシステム 法第2条第15項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。</u></p> <p>(9) <u>特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。</u></p> <p>(10) <u>利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。</u></p> <p>第3条 (略)</p> <p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の第1欄に掲</p> | <p>第1条 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。</u></p> <p>(3) <u>個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。</u></p> <p>(4) <u>情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。</u></p> <p>第3条 (略)</p> <p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の第1欄に掲</p> |

厚真町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例新旧対照表

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>げる機関が行う同表の第2欄に掲げる事務及び町長又は厚真町教育委員会(以下「教育委員会」という。)が行う<u>特定個人番号利用事務</u>とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 町長又は教育委員会は、<u>特定個人番号利用事務</u>を処理するために必要な限度で<u>利用特定個人情報</u>であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から<u>当該利用特定個人情報</u>の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>4 (略)</p> <p>第5条・第6条 (略)</p> | <p>げる機関が行う同表の第2欄に掲げる事務及び町長又は厚真町教育委員会(以下「教育委員会」という。)が行う<u>法別表第2の第2欄に掲げる事務</u>とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 町長又は教育委員会は、<u>法別表第2の第2欄に掲げる事務</u>を処理するために必要な限度で<u>同表の第4欄に掲げる特定個人情報</u>であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から<u>当該特定個人情報</u>の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>4 (略)</p> <p>第5条・第6条 (略)</p> |

厚真町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>第1条～第4条 (略)</p> <p>(放課後児童健全育成事業の一般原則)</p> | <p>第1条～第4条 (略)</p> <p>(放課後児童健全育成事業の一般原則)</p> |
| <p>第5条 放課後児童健全育成事業における支援は、小学校に就学している児童であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいないもの及び当該支援を希望するものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行われなければならない。</p> | <p>第5条 放課後児童健全育成事業における支援は、小学校に就学している児童であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいない者並びに当該事業の支援を希望する者につき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行われなければならない。</p> |
| <p>2～5 (略)</p> <p>(放課後児童健全育成事業者と非常災害対策)</p> | <p>2～5 (略)</p> <p>(放課後児童健全育成事業者と非常災害対策)</p> |
| <p>第6条 (略)</p> <p>(安全計画の策定等)</p> | <p>第6条 (略)</p> |
| <p>第6条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</p> | |
| <p>2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</p> | |
| <p>3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の</p> | |

| | |
|--|--|
| <p>内容等について周知しなければならない。</p> | |
| <p>4 放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</p> | |
| <p>(自動車を運行する場合の所在の確認)</p> | |
| <p>第6条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。</p> | |
| <p>(放課後児童健全育成事業者の職員の一般的要件)</p> | <p>(放課後児童健全育成事業者の職員の一般的要件)</p> |
| <p>第7条 放課後児童健全育成事業において利用者の支援に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。</p> | <p>第7条 放課後児童健全育成事業において利用者の支援に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。</p> |
| <p>第8条・第9条 (略)</p> | <p>第8条・第9条 (略)</p> |
| <p>(職員)</p> | <p>(職員)</p> |
| <p>第10条 (略)</p> | <p>第10条 (略)</p> |
| <p>2 (略)</p> | <p>2 (略)</p> |
| <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修を<u>修了した</u>ものでなければならない。</p> | <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修を<u>修了した者</u>でなければならない。</p> |
| <p>(1)～(2) (略)</p> | <p>(1)～(2) (略)</p> |
| <p>(3) 学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による高等学校(旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校を含む。)若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学</p> | <p>(3) 学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による高等学校(旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校を含む。)若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年</p> |

| | |
|--|--|
| <p>校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者(第9号において「高等学校卒業生等」という。)であって、<u>2年以上児童福祉事業に従事したもの</u></p> | <p>の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者(第9号において「高等学校卒業生等」という。)であって、<u>2年以上児童福祉事業に従事した者</u></p> |
| <p>(4)～(8) (略)</p> | <p>(4)～(8) (略)</p> |
| <p>(9) 高等学校卒業生等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、町長が<u>適当と認め</u> <u>たもの</u></p> | <p>(9) 高等学校卒業生等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、町長が<u>適当と認め</u> <u>た者</u></p> |
| <p>(10) (略)</p> | <p>(10) (略)</p> |
| <p>4 (略)</p> | <p>4 (略)</p> |
| <p>5 放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者が20人未満の放課後児童健全育成事業所であって、放課後児童支援員のうち1人を除いた者又は<u>補助員</u>が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。</p> | <p>5 放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者が20人未満の放課後児童健全育成事業所であって、放課後児童支援員のうち1人を除いた者又は<u>補助者</u>が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。</p> |
| <p>第11条・第12条 (略)</p> | <p>第11条・第12条 (略)</p> |
| <p>(業務継続計画の策定等)</p> | <p>(業務継続計画の策定等)</p> |
| <p>第12条の2 <u>放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p> | <p>第12条の2 <u>放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p> |
| <p>2 <u>放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。</u></p> | <p>2 <u>放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。</u></p> |
| <p>3 <u>放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務</u></p> | <p>3 <u>放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務</u></p> |

| | |
|--|---|
| <p><u>継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。</u></p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、<u>感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>第14条～第21条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>第1条・第2条 (略)</p> <p>(職員に関する経過措置)</p> <p>第3条 <u>当分の間、第10条第3項の規定の適用については、同項中「<u>修了したもの</u>」とあるのは、「<u>修了したもの(その者の研修計画を定めた上で、放課後児童支援員としての業務に従事することとなった日から2年以内に当該研修を修了することを予定している者を含む。)</u>」とする。</u></p> | <p>(衛生管理等)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように<u>必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>第14条～第21条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>第1条・第2条 (略)</p> <p>(職員に関する経過措置)</p> <p>第3条 <u>この条例の施行の日から平成32年3月31日までの間、第10条第3項の規定の適用については、同項中「<u>修了した者</u>」とあるのは、「<u>修了した者(平成32年3月31日までに修了することを予定している者を含む。)</u>」とする。</u></p> |
|--|---|

厚真町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の主な改正内容について

1 改正の理由

国が定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準府令等の改正に伴い、厚真町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について所要の改正を行おうとするもの。

2 改正の主な内容

- (1) 内容及び手続きの説明及び同意に係る規定の集約（第5条第2項～第6項、第38条第2項）

電磁的記録による書面の作成、保存、交付等を可能とする規定を第4章雑則にて整備し、集約するもの。

- (2) 懲戒に係る権限の濫用禁止規定の削除（第26条）

- (3) 読替規定の見直し（第36条第3項）

特定教育・保育施設が第36条第1項の規定により特別利用教育を提供する場合における読替規定について、第35条第3項の読替規定に合わせて、「認定こども園又は幼稚園」を「特別利用教育を提供している施設」に読み替えるよう見直すもの。

- (4) 特定地域型保育事業者と特定教育・保育施設等との連携における保育内容支援の追加（第42条第1項、第2項）

代替保育に係る連携施設の設定については、連携先の確保が著しく困難であると認める場合は、連携施設の確保を要しないこととする緩和基準が追加されたもの。

- (5) 電磁的記録による書面の作成、保存、交付を追加（第53条）

電磁的記録媒体により交付・提出・記録ができるよう見直すもの。

(6) その他 引用条文の整理、所要の改正等を行う。

厚真町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|--|
| <p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条—第3条)</p> <p>第2章 特定教育・保育施設の運営に関する基準</p> <p> 第1節 利用定員に関する基準(第4条)</p> <p> 第2節 運営に関する基準(第5条—第34条)</p> <p> 第3節 特例施設型給付費に関する基準(第35条・第36条)</p> <p>第3章 特定地域型保育事業の運営に関する基準</p> <p> 第1節 利用定員に関する基準(第37条)</p> <p> 第2節 運営に関する基準(第38条—第50条)</p> <p> 第3節 <u>特例地域型保育給付費に関する基準(第51条・第52条)</u></p> <p>第4章 <u>雑則(第53条)</u></p> <p>附則</p> <p> 第1章 総則</p> <p>第1条 (略)</p> <p> (定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p> (1)～(22) (略)</p> <p> (23) 特定地域型保育事業 <u>法第43条第2項</u>に規定する特定地域型保育事業をいう。</p> <p> (24)～(29) (略)</p> <p>第3条 (略)</p> <p> 第2章 特定教育・保育施設の運営に関する基準</p> <p> 第1節 利用定員に関する基準</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用</p> | <p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条—第3条)</p> <p>第2章 特定教育・保育施設の運営に関する基準</p> <p> 第1節 利用定員に関する基準(第4条)</p> <p> 第2節 運営に関する基準(第5条—第34条)</p> <p> 第3節 特例施設型給付費に関する基準(第35条・第36条)</p> <p>第3章 特定地域型保育事業の運営に関する基準</p> <p> 第1節 利用定員に関する基準(第37条)</p> <p> 第2節 運営に関する基準(第38条—第50条)</p> <p> 第3節 <u>特例地域型保育給付費に関する基準(第51条・第52条)</u></p> <p>附則</p> <p> 第1章 総則</p> <p>第1条 (略)</p> <p> (定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p> (1)～(22) (略)</p> <p> (23) 特定地域型保育事業 <u>法第43条第3項</u>に規定する特定地域型保育事業をいう。</p> <p> (24)～(29) (略)</p> <p>第3条 (略)</p> <p> 第2章 特定教育・保育施設の運営に関する基準</p> <p> 第1節 利用定員に関する基準</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用</p> |

| | |
|--|---|
| <p>定員を定めるものとする。ただし、<u>法第19条第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分にあつては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</p> <p>(1) 認定こども園 <u>法第19条各号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(2) 幼稚園 <u>法第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(3) 保育所 <u>法第19条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分及び<u>同条第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>第2節 運営に関する基準 (内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第5条 (略)</p> | <p>定員を定めるものとする。ただし、<u>法第19条第1項第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分にあつては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</p> <p>(1) 認定こども園 <u>法第19条第1項各号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(2) 幼稚園 <u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(3) 保育所 <u>法第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分及び<u>同項第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>第2節 運営に関する基準 (内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 <u>特定教育・保育施設は、利用申込者からの申出があつた場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設は、当該文書を交付したものとみなす。</u></p> <p>(1) <u>電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの</u></p> <p>ア <u>特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</u></p> <p>イ <u>特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者の閲覧に供し、当該利用申込者の使用に係る電子計算機に</u></p> |
|--|---|

| | |
|--|---|
| <p>(正当な理由のない提供拒否の禁止等)</p> <p>第6条 (略)</p> | <p>備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)</p> <p>(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</p> <p>3 前項に掲げる方法は、利用申込者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。</p> <p>4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。</p> <p>5 特定教育・保育施設は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設が使用するもの</p> <p>(2) ファイルへの記録の方式</p> <p>6 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設は、当該利用申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。</p> <p>(正当な理由のない提供拒否の禁止等)</p> <p>第6条 (略)</p> |
|--|---|

| | |
|--|---|
| <p>2 特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る<u>法第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。</p> | <p>2 特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る<u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。</p> |
| <p>3 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る<u>法第19条第2号</u>又は第3号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>同条第2号</u>又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の<u>同条第2号</u>又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p> | <p>3 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る<u>法第19条第1項第2号</u>又は第3号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>同項第2号</u>又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の<u>同項第2号</u>又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p> |
| <p>4.5 (略) (あっせん、調整及び要請に対する協力)</p> | <p>4.5 (略) (あっせん、調整及び要請に対する協力)</p> |
| <p>第7条 (略)</p> | <p>第7条 (略)</p> |
| <p>2 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、<u>法第19条第2号</u>又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項(同法第73条第1</p> | <p>2 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、<u>法第19条第1項第2号</u>又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項(同法第73</p> |

| | |
|--|---|
| <p>項の規定により読み替えて適用する場合を含む。第40条第2項及び第42条第6項第1号において同じ。)の規定により町が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p> | <p>条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。第40条第2項及び第42条第4項第1号において同じ。)の規定により町が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p> |
| <p>(受給資格等の確認)</p> | <p>(受給資格等の確認)</p> |
| <p>第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証(教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあつては、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第7条第2項の規定による通知)によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第19条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間及び保育必要量等を確認するものとする。</p> | <p>第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証(教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあつては、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第7条第2項の規定による通知)によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間及び保育必要量等を確認するものとする。</p> |
| <p>第9条～第14条 (略)</p> | <p>第9条～第14条 (略)</p> |
| <p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> | <p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> |
| <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> | <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> |
| <p>(1) (略)</p> | <p>(1) (略)</p> |
| <p>(2) 認定こども園(認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第10項の規定による公示がされたものに限る。)次号及び第4号に掲げる事項</p> | <p>(2) 認定こども園(認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第11項の規定による公示がされたものに限る。)次号及び第4号に掲げる事項</p> |
| <p>(3) 幼稚園 幼稚園教育要領(学校教育法(昭和22年法律第26号)第25条第1項の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。)</p> | <p>(3) 幼稚園 幼稚園教育要領(学校教育法(昭和22年法律第26号)第25条の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。)</p> |
| <p>(4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条の規定に基づき保育所における保育の</p> | <p>(4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条の規定に基づき保育所における保育</p> |

| | |
|---|--|
| <p>内容について<u>内閣総理大臣</u>が定める指針 2 (略)</p> | <p>の内容について<u>厚生労働大臣</u>が定める指針 2 (略)</p> |
| <p>第16条～第19条 (略) (運営規程)</p> | <p>第16条～第19条 (略) (運営規程)</p> |
| <p>第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(第23条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。 (1)～(3) (略) (4) 特定教育・保育の提供を行う日(法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。以下この号において同じ。)及び時間並びに特定教育・保育の提供を行わない日 (5)～(11) (略)</p> | <p>第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(第23条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。 (1)～(3) (略) (4) 特定教育・保育の提供を行う日(法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。以下この号において同じ。)及び時間並びに特定教育・保育の提供を行わない日 (5)～(11) (略)</p> |
| <p>第21条～第25条 (略)</p> | <p>第21条～第25条 (略)</p> |
| <p>第26条 削除</p> | <p>(懲戒に係る権限の濫用禁止)</p> |
| <p>第26条 削除</p> | <p>第26条 特定教育・保育施設(幼保連携型認定子ども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。)の長たる特定教育・保育施設の管理者は、教育・保育給付認定子どもに対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその教育・保育給付認定子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</p> |
| <p>第27条～第34条 (略) 第3節 特例施設型給付費に関する基準 (特別利用保育の基準)</p> | <p>第27条～第34条 (略) 第3節 特例施設型給付費に関する基準 (特別利用保育の基準)</p> |
| <p>第35条 特定教育・保育施設(保育所に限る。以下この条において同じ。)が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。</p> | <p>第35条 特定教育・保育施設(保育所に限る。以下この条において同じ。)が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。</p> |
| <p>2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利</p> | <p>2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利</p> |

用保育に係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費(法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同号又は同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を除く。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を含む。)」とする。

(特別利用教育の基準)

第36条 特定教育・保育施設(幼稚園に限る。以下この条において同じ。)が法第19条第2号に

用保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費(法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同号又は同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を除く。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を含む。)」とする。

(特別利用教育の基準)

第36条 特定教育・保育施設(幼稚園に限る。以下この条において同じ。)が法第19条第1項第2

| | |
|--|--|
| <p>掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。</p> | <p>号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。</p> |
| <p>2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。</p> | <p>2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。</p> |
| <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「<u>特定教育・保育施設(認定ことも園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)</u>」とあるのは「<u>特定教育・保育施設(特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)</u>」と、「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「<u>利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども</u>」と、「<u>同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>」とあるのは「<u>同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>」と、「<u>同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員</u>」とあるのは「<u>同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員</u>」と、第13条第2項中「<u>法第27条第3項第1号に掲げる額</u>」とあるのは「<u>法第28条</u></p> | <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「<u>利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども</u>」とあるのは「<u>利用の申込みに係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子ども</u>」と、「<u>同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>」とあるのは「<u>同項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>」と、「<u>同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員</u>」とあるのは「<u>同項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員</u>」と、第13条第2項中「<u>法第27条第3項第1号に掲げる額</u>」とあるのは「<u>法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額</u>」と、同条第4項第3号イ(ア)中「<u>教育・保育給付認定子ども</u>」とあるのは「<u>教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を</u></p> |

第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を除く。)」とする。

第3章 特定地域型保育事業の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準

第37条 特定地域型保育事業(事業所内保育事業を除く。)の利用定員(法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。)の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下、小規模保育事業A型(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第27条に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項において同じ。)及び小規模保育事業B型(同令第27条に規定する小規模保育事業B型をいう。同項において同じ。)にあつては6人以上19人以下、小規模保育事業C型(同条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4条において同じ。)にあつては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所(以下「特定地域型保育事業所」という。)ごとに、法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員(事業所内保育事業を行う事業所にあつては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第42条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校

を受ける者を含む。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を除く。)」とする。

第3章 特定地域型保育事業の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準

第37条 特定地域型保育事業(事業所内保育事業を除く。)の利用定員(法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。)の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下、小規模保育事業A型(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第27条に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項第1号において同じ。)及び小規模保育事業B型(同省令第27条に規定する小規模保育事業B型をいう。同号において同じ。)にあつては6人以上19人以下、小規模保育事業C型(同条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4条において同じ。)にあつては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあつては1人と

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所(以下「特定地域型保育事業所」という。)ごとに、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員(事業所内保育事業を行う事業所にあつては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第42条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該

| | |
|--|--|
| <p>就学前子ども(当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等(児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。)に係るものにあつては共済組合等の構成員(同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。)の監護する小学校就学前子どもとする。)及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。)を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</p> <p>第2節 運営に関する基準 (内容及び手続の説明及び同意)</p> | <p>小学校就学前子ども(当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等(児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。)に係るものにあつては共済組合等の構成員(同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。)の監護する小学校就学前子どもとする。)及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。)を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</p> <p>第2節 運営に関する基準 (内容及び手続の説明及び同意)</p> |
| <p>第38条 (略)</p> <p>(正当な理由のない提供拒否の禁止等)</p> | <p>第38条 (略)</p> <p>2 <u>第5条第2項から第6項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。</u></p> <p>(正当な理由のない提供拒否の禁止等)</p> |
| <p>第39条 (略)</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p> | <p>第39条 (略)</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p> |
| <p>3・4 (略)</p> | <p>3・4 (略)</p> |
| <p>第40条・第41条 (略)</p> <p>(特定教育・保育施設等との連携)</p> | <p>第40条・第41条 (略)</p> <p>(特定教育・保育施設等との連携)</p> |
| <p>第42条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保</p> | <p>第42条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保</p> |

育事業を行う者を除く。以下この項から第7項までにおいて同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。

(1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援(次項において「保育内容支援」という。)を実施すること。

(2) (略)

(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども(事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

2 町長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援

育事業を行う者を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。

(1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。

(2) (略)

(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども(事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

| | |
|--|--|
| <p><u>連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u></p> | |
| <p><u>イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u></p> | |
| <p>3 <u>前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。)であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。</u></p> | |
| <p>4 <u>町長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。</u></p> | <p>2 <u>町長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。</u></p> |
| <p>(1) <u>特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと町長が認めること。</u></p> | <p>(1) <u>特定地域型保育事業者と次項に規定する連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u></p> |
| <p><u>ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u></p> | |
| <p><u>イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u></p> | |
| <p>(2) <u>町長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。</u></p> | <p>(2) <u>次項に規定する連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u></p> |
| <p>5 <u>前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。</u></p> | <p>3 <u>前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</u></p> |
| <p>(1) <u>特定地域型保育事業者が特定地域型保</u></p> | <p>(1) <u>当該特定地域型保育事業者が特定地域</u></p> |

| | |
|---|--|
| <p>育事業を行う場所又は事業所(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 <u>小規模保育事業A型事業者等</u></p> | <p>型保育事業を行う場所又は事業所(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 <u>小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。)</u></p> |
| <p>(2) (略)</p> | <p>(2) (略)</p> |
| <p><u>6</u> (略)</p> | <p><u>4</u> (略)</p> |
| <p><u>7</u> 前項(第2号に係る部分に限る。)の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)であって、町長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を<u>行う施設</u>として適切に確保しなければならない。</p> | <p><u>5</u> 前項(第2号に係る部分に限る。)の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)であって、町長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を<u>行う者</u>として適切に確保しなければならない。</p> |
| <p>(1)・(2) (略)</p> | <p>(1)・(2) (略)</p> |
| <p><u>8</u> (略)</p> | <p><u>6</u> (略)</p> |
| <p><u>9</u> (略)</p> | <p><u>7</u> (略)</p> |
| <p><u>10</u> (略)</p> | <p><u>8</u> (略)</p> |
| <p><u>11</u> (略)</p> | <p><u>9</u> (略)</p> |
| <p>第43条 (略) (特定地域型保育の取扱方針)</p> | <p>第43条 (略) (特定地域型保育の取扱方針)</p> |
| <p>第44条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について<u>内閣総理大臣</u>が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子ども心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。</p> | <p>第44条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について<u>厚生労働大臣</u>が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子ども心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。</p> |
| <p>第45条～第50条 (略)</p> | <p>第45条～第50条 (略)</p> |
| <p>第3節 特例地域型保育給付費に関する基準 (特別利用地域型保育の基準)</p> | <p>第3節 特例地域型保育給付費に関する基準 (特別利用地域型保育の基準)</p> |
| <p>第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項</p> | <p>第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条</p> |

| | |
|--|--|
| <p>に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</p> | <p>第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</p> |
| <p>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る<u>法第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる<u>法第19条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。</p> | <p>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る<u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる<u>法第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。</p> |
| <p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費(法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、前節(第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。)の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る<u>法第19条第3号</u>に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る<u>法第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子ども」と、「満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)」とあるのは「<u>同号又は同条第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象</p> | <p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費(法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、前節(第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。)の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る<u>法第19条第1項第3号</u>に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る<u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子ども」と、「満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)」とあるのは「<u>同号又は同項第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用</p> |

となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「同条第3号に掲げる小学校就学前子ども」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

(特定利用地域型保育の基準)

第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第2号

地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「同項第3号に掲げる小学校就学前子ども」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

(特定利用地域型保育の基準)

第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第1項

に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、前節の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもに限る。)に係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」と、「法第29条第3項第2号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の市町村が定める額」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども(令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。))に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」とする。

第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、前節の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもに限る。)に係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」と、「法第29条第3項第2号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の市町村が定める額」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども(令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。))に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」とする。

第4章 雑則

(電磁的記録等)

第53条 特定教育・保育施設等は、記録、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)により行うことができる。

2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項に定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を電子情報処理組織(特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付し又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうち

ア又はイに掲げるもの

ア 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の

使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

(2) 電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。)をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならぬ。

4 特定教育・保育施設等は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設等が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該教育・保育給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたとき

は、当該教育・保育給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項を」とあるのは「同意に関する事項を」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項の」とあるのは「第6項において準用する第2項の」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

附 則

第1条～第4条 (略)

(連携施設に関する経過措置)

第5条 特定地域型保育事業者は、連携施設の確保が著しく困難であつて、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切

附 則

第1条～第4条 (略)

(連携施設に関する経過措置)

第5条 特定地域型保育事業者は、連携施設の確保が著しく困難であつて、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切

な支援を行うことができると町が認める場合は、第42条第1項本文の規定にかかわらず、令和12年3月31日までの間、連携施設を確保しないことができる。

な支援を行うことができると町が認める場合は、第42条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。

厚真町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の主な改正内容について

1 改正の理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準府令等の改正に伴い、厚真町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について所要の改正を行おうとするもの。

2 改正の主な内容

(1) 保育所等との連携に係る規定の見直し（第6条第2項）

ア 家庭的保育事業者等が保育所、幼稚園又は認定こども園との連携によって適切に確保しなければならない連携協力項目のうち、保育の内容に関する支援について、保育所、幼稚園又は認定こども園以外の保育を提供する事業者から確保することも可能とする。

イ 家庭的保育事業者等が保育所、幼稚園又は認定こども園との連携によって適切に確保しなければならない連携協力項目のうち、代替保育について、町長が代替保育に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合においては、連携施設の確保を不要とする。

(2) 安全計画の策定等に係る規定の追加（第7条の2）

ア 安全計画を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じること。

イ 職員に対し、安全計画について周知するとともに、研修及び訓練を定期的に実施すること。

ウ 保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知すること。

エ 定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。

(3) 自動車を運行する場合の所在の確認の追加（第6条、第7条の3）

ア 利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、乗車及び降車の際に、点呼等による児童等の所在確認を行うこと。

イ 利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（座席が2列以下の自動車等を除く。）を日常的に運行する時は、ブザーその他の車内の利用乳幼児の所在の見落としを防止する装置を備え、これを用いて降車の際の所在確認を行うこと。ただし、居宅訪問型保育事業所を除く。

(4) インクルーシブ保育を可能とするための設備・人員基準の緩和（第10条）

家庭的保育事業所等と他の社会福祉施設を併設するときは、保育に支障がない場合に限り、家庭的保育事業所等の設備及び職員は、保育室及び各事業所特有の設備、乳幼児の保育に直接従事する職員を含め、併設する他の社会福祉施設の設備及び職員を兼ねることができるものとする。

(5) 懲戒に係る権限の濫用禁止規定の削除（第13条）

(6) 感染症及び食中毒の予防・まん延防止に必要な措置の明確化（第14条第2項）

家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。）において、職員に対して感染症及び食中毒の予防・まん延防止のための研修・訓練を定期的実施するよう努めなければならないことを明確化する。

(7) 食事提供特例の見直し（第16条第1項第2号）

栄養士による献立指導等について栄養士の免許を有しない管理栄養士であっても基準を満たすことができるものとする。

(8) 職員の配置基準の見直し（第29条、第31条、第44条、第47条）

小規模保育事業所（C型を除く。）及び事業所内保育事業所について、満3歳以上満4歳未満の園児おおむね20人につき1人以上の職員を置くこととされているところを、おおむね15人につき1人以上とするよう改め、満4歳以上の園児おおむね30人につき1人以上の職員を置くこととされているところを、おおむね25人につき1人以上とするよう改める。

(9) 電磁的記録の追加 (4 9 条)

諸記録の作成、保存、利用者に交付する書面等について、電磁的記録による対応を認めることとするための基準を追加する。

(1 0) その他必要な引用条文、条項、規定の整理等、所要の改正を行う。

厚真町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条—第21条)</p> <p>第2章 家庭的保育事業(第22条—第26条)</p> <p>第3章 小規模保育事業</p> <p>第1節 小規模保育事業の区分(第27条)</p> <p>第2節 小規模保育事業A型(第28条—第30条)</p> <p>第3節 小規模保育事業B型(第31条・第32条)</p> <p>第4節 小規模保育事業C型(第33条—第36条)</p> <p>第4章 居宅訪問型保育事業(第37条—第41条)</p> <p>第5章 事業所内保育事業(第42条—第48条)</p> <p>第6章 雑則 (49条)</p> <p>附則</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1条～第5条 (略)</p> <p>(保育所等との連携)</p> <p>第6条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。)を除く。以下この条、次条第1項、<u>第7条の3第2項</u>、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項まで並びに附則第3条において同じ。))は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。<u>以下この条</u>において同じ。))又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第7条第4項に規定す</p> | <p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条—第21条)</p> <p>第2章 家庭的保育事業(第22条—第26条)</p> <p>第3章 小規模保育事業</p> <p>第1節 小規模保育事業の区分(第27条)</p> <p>第2節 小規模保育事業A型(第28条—第30条)</p> <p>第3節 小規模保育事業B型(第31条・第32条)</p> <p>第4節 小規模保育事業C型(第33条—第36条)</p> <p>第4章 居宅訪問型保育事業(第37条—第41条)</p> <p>第5章 事業所内保育事業(第42条—第48条)</p> <p>附則</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1条～第5条 (略)</p> <p>(保育所等との連携)</p> <p>第6条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。)を除く。以下この条、次条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項まで並びに附則第3条において同じ。))は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。<u>第3号</u>において同じ。))又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第7条第4項に規定する保育所をいう。以下同</p> |

る保育所をいう。以下同じ。)、幼稚園(同項に規定する幼稚園をいう。以下同じ。)又は認定こども園(同項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。)(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。

(1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援(次項において「保育内容支援」という。)を実施すること。

(2) (略)

(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

2 町長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするため

じ。)、幼稚園(同項に規定する幼稚園をいう。以下同じ。)又は認定こども園(同項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。)(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。

(1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。

(2) (略)

(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号において同じ。)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

| | |
|--|---|
| <p><u>の措置が講じられていること。</u></p> <p>3 <u>前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。)であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。</u></p> | |
| <p>4 <u>町長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。</u></p> <p>(1) <u>家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと町長が認めること。</u></p> <p><u>ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u></p> <p><u>イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u></p> <p>(2) <u>町長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。</u></p> | <p>2 <u>町長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。</u></p> <p>(1) <u>家庭的保育事業者等と次項に規定する連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u></p> <p>(2) <u>次項に規定する連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u></p> |
| <p>5 <u>前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。</u></p> <p>(1) <u>家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 <u>小規模保育事業A型事業者等</u></u></p> | <p>3 <u>前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 <u>第27条に規定する小規模保育事業A型</u></u></p> |

| | |
|--|---|
| <p>(2) (略)</p> | <p><u>若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。)</u></p> |
| <p>6 (略)</p> | <p>4 (略)</p> |
| <p>7 前項(第2号に該当する場合に限る。)の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)であつて、町長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設として適切に確保しなければならない。</p> | <p>5 前項(第2号に該当する場合に限る。)の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)であつて、町長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</p> |
| <p>(1)・(2) (略) (家庭的保育事業者等と非常災害)</p> | <p>(1)・(2) (略) (家庭的保育事業者等と非常災害)</p> |
| <p>第7条 (略) (安全計画の策定等)</p> | <p>第7条 (略)</p> |
| <p>第7条の2 <u>家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p> | |
| <p>2 <u>家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u></p> | |
| <p>3 <u>家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</u></p> | |
| <p>4 <u>家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</u></p> | |

| | |
|--|---|
| <p>(自動車を運行する場合の所在の確認)</p> <p>第7条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(利用乳幼児の降車の際に限る。)を行わなければならない。</p> | |
| <p>(家庭的保育事業者等の職員の一般的要件)</p> <p>第8条 家庭的保育事業等において利用乳幼児の保育に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。</p> <p>(家庭的保育事業者等の職員の知識及び技能の向上等)</p> | <p>(家庭的保育事業者等の職員の一般的要件)</p> <p>第8条 家庭的保育事業等において利用乳幼児の保育に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。</p> <p>(家庭的保育事業者等の職員の知識及び技能の向上等)</p> |
| <p>第9条 (略)</p> <p>(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)</p> | <p>第9条 (略)</p> <p>(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)</p> |
| <p>第10条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、<u>その行う保育に支障がない場合に限り</u>、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及</p> | <p>第10条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。<u>ただし、</u></p> |

| | |
|---|---|
| <p>び職員に兼ねることができる。</p> | <p><u>保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。</u></p> |
| <p>第11条・第12条 (略)</p> | <p>第11条・第12条 (略) (懲戒に係る権限の濫用禁止)</p> |
| <p>第13条 削除</p> | <p>第13条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し<u>法第47条第3項の規定により懲戒に関しその利用乳幼児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</u></p> |
| <p>(衛生管理等)</p> | <p>(衛生管理等)</p> |
| <p>第14条 (略)</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、<u>職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。</u></p> | <p>第14条 (略)</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように<u>必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p> |
| <p>3～5 (略)</p> | <p>3～5 (略)</p> |
| <p>第15条 (略)</p> <p>(食事の提供の特例)</p> | <p>第15条 (略)</p> <p>(食事の提供の特例)</p> |
| <p>第16条 次の各号に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設(以下「搬入施設」という。)において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。</p> | <p>第16条 次の各号に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設(以下「搬入施設」という。)において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。</p> |
| <p>(1) (略)</p> | <p>(1) (略)</p> |
| <p>(2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、町等の<u>栄養士又は管理栄養</u></p> | <p>(2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、町等の<u>栄養士により、献立</u></p> |

| | |
|--|---|
| <p>土により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士又は<u>管理栄養士</u>による必要な配慮が行われること。</p> | <p>等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。</p> |
| <p>(3)～(5) (略)</p> | <p>(3)～(5) (略)</p> |
| <p>2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。</p> | <p>2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。</p> |
| <p>(1)・(2) (略)</p> | <p>(1)・(2) (略)</p> |
| <p>(3) 学校給食法(昭和29年法律第160号)第3条第2項に規定する義務教育諸学校又は同法第6条に規定する共同調理場(家庭的保育事業者等が離島その他の地域であって、前2号に掲げる搬入施設の確保が著しく困難であると町長が認めるものにおいて家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。)を行う場合に限る。)</p> | <p>(3) 学校給食法(昭和29年法律第160号)第3条第2項に規定する義務教育諸学校又は同法第6条に規定する共同調理場(家庭的保育事業者等が離島その他の地域であって、前2号に掲げる搬入施設の確保が著しく困難であると町長が認めるものにおいて家庭的保育事業等を行う場合に限る。)</p> |
| <p>(4) (略)</p> | <p>(4) (略)</p> |
| <p>第17条～第21条 (略)</p> | <p>第17条～第21条 (略)</p> |
| <p>第2章 家庭的保育事業</p> | <p>第2章 家庭的保育事業</p> |
| <p>第22条～第24条 (略)</p> | <p>第22条～第24条 (略)</p> |
| <p>(保育の内容)</p> | <p>(保育の内容)</p> |
| <p>第25条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条に規定する<u>内閣総理大臣</u>が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。</p> | <p>第25条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条に規定する<u>厚生労働大臣</u>が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。</p> |
| <p>第26条 (略)</p> | <p>第26条 (略)</p> |
| <p>第3章 小規模保育事業</p> | <p>第3章 小規模保育事業</p> |
| <p>第1節 小規模保育事業の区分</p> | <p>第1節 小規模保育事業の区分</p> |
| <p>第27条 (略)</p> | <p>第27条 (略)</p> |
| <p>第2節 小規模保育事業A型</p> | <p>第2節 小規模保育事業A型</p> |
| <p>第28条 (略)</p> | <p>第28条 (略)</p> |
| <p>(職員)</p> | <p>(職員)</p> |
| <p>第29条 (略)</p> | <p>第29条 (略)</p> |
| <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた</p> | <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた</p> |

| | |
|---|---|
| <p>数以上とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね<u>15人</u>につき1人</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人</p> <p>3 (略)</p> <p>第30条 (略)</p> <p>第3節 小規模保育事業B型 (職員)</p> <p>第31条 (略)</p> <p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね<u>15人</u>につき1人</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人</p> <p>3 (略)</p> <p>第32条 (略)</p> <p>第4節 小規模保育事業C型</p> <p>第33条～第36条 (略)</p> <p>第4章 居宅訪問型保育事業</p> <p>第37条～第41条 (略)</p> <p>第5章 事業所内保育事業</p> <p>第42条・第43条 (略)</p> <p>(保育所型事業所内保育事業所の職員)</p> <p>第44条 (略)</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所一につ</p> | <p>数以上とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね<u>20人</u>につき1人</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人</p> <p>3 (略)</p> <p>第30条 (略)</p> <p>第3節 小規模保育事業B型 (職員)</p> <p>第31条 (略)</p> <p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね<u>20人</u>につき1人</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人</p> <p>3 (略)</p> <p>第32条 (略)</p> <p>第4節 小規模保育事業C型</p> <p>第33条～第36条 (略)</p> <p>第4章 居宅訪問型保育事業</p> <p>第37条～第41条 (略)</p> <p>第5章 事業所内保育事業</p> <p>第42条・第43条 (略)</p> <p>(保育所型事業所内保育事業所の職員)</p> <p>第44条 (略)</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所一につ</p> |
|---|---|

| | |
|---|---|
| <p>き2人を下回ることはできない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね<u>15人</u>につき1人</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人</p> <p>3 (略)</p> <p>(連携施設に関する特例)</p> <p>第45条 (略)</p> <p>2 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行う者であって、町長が適当と認めるものについては、<u>第6条第1項</u>の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。</p> <p>第46条 (略)</p> <p>(小規模型事業所内保育事業所の職員)</p> <p>第47条 (略)</p> <p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね<u>15人</u>につき1人</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人</p> <p>3 (略)</p> <p>第48条 (略)</p> <p><u>第6章 雑則</u></p> <p>(電磁的記録)</p> <p>第49条 <u>家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文</u></p> | <p>き2人を下回ることはできない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね<u>20人</u>につき1人</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人</p> <p>3 (略)</p> <p>(連携施設に関する特例)</p> <p>第45条 (略)</p> <p>2 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行う者であって、町長が適当と認めるものについては、<u>第6条第1項本文</u>の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。</p> <p>第46条 (略)</p> <p>(小規模型事業所内保育事業所の職員)</p> <p>第47条 (略)</p> <p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね<u>20人</u>につき1人</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人</p> <p>3 (略)</p> <p>第48条 (略)</p> |
|---|---|

書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

附 則

第1条～第5条 (略)

(小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例)

第6条 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園(子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受けたものに限る。)又は家庭的保育事業等が不足していることに鑑み、当分の間、第29条第2項各号又は第44条第2項各号に定める数の合計数が1となる時は、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数は1人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が1人となる時は、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると町長が認める者を置かなければならない。

第7条 前条の事情に鑑み、当分の間、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数の算定については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条第2項に規定する普通免許状をいう。)を有する者を、保育士とみなすことができる。

第8条 附則第6条の事情に鑑み、当分の間、1日につき8時間を超えて開所する小規模保育事業所A型又は保育所型事業所内保育事業所

附 則

第1条～第5条 (略)

(以下この条において「小規模保育事業所A型等」という。)において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当該小規模保育事業所A型等に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数の算定については、保育士と同等の知識及び経験を有すると町長が認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。

第9条 前2条の規定を適用する時は、保育士(法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、第29条第3項若しくは第44条第3項又は前2条の規定により保育士とみなされる者を除く。)を、保育士の数(前2条の規定の適用がないとした場合の第29条第2項又は第44条第2項により算定されるものをいう。)の3分の2以上、置かなければならない。

浜厚真野原公園サッカー場改修工事

(金額単位：円、落札率：%)

| 設計金額 | 予定価格 | 契約金額 (税込み) | 落札率 | 完成予定年月日 | 入札回数 |
|-------------|-------------|---------------|------|-----------|------|
| 294,338,000 | 294,338,000 | 288,420,000 | 98.0 | 令和8年1月30日 | 1 |

指名業者一覧表

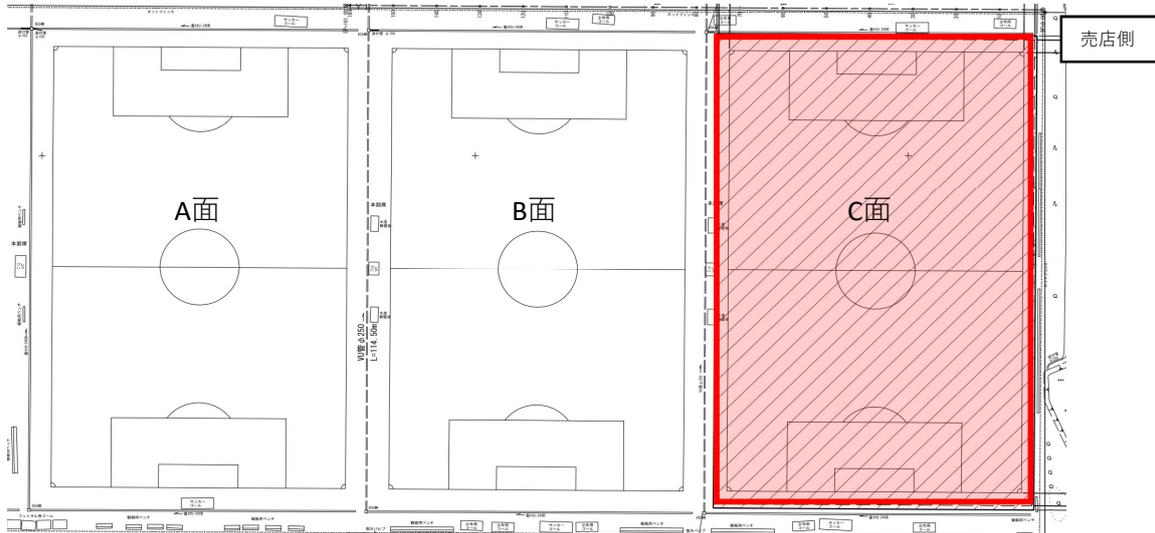
| 特定建設 工事共同 企業体 | 称号又は名称 | 主な営業 種目 | 営業年 数 | 従業員 | | 本社 | 最近における工事実績 (主なもの) | | 入札金額 (税別) |
|---------------------|---------|------------|----------|-----|-----|-----|---------------------------------|-------------|--------------|
| | | | | 総数 | 技術員 | | 工事名 | 請負金額 | |
| 特定建設 工事共同 企業体 | 北辰公業(株) | 土木工事 | 61 | 13 | 11 | 厚真町 | 幌内2地区復旧治山工事 | 129,658,000 | 262,200,000 |
| | 森田産業(株) | 〃 | 74 | 21 | 8 | 厚真町 | 林業専用道(規格相当)毘沙門線 開設工事 | 50,264,000 | |
| | 株今多建設 | 〃 | 55 | 15 | 11 | 厚真町 | 厚真浜厚真停車場線交付金 A1(改築)工事外(補正繰越) | 33,770,000 | |
| 特定建設 工事共同 企業体 | 株山岡建設工業 | 土木工事 | 43 | 18 | 13 | 厚真町 | 穂別栄地区その3流域保全総合治山 工事 | 133,738,000 | 264,300,000 |
| | 有沼田重機 | 〃 | 29 | 14 | 4 | 厚真町 | 町道豊沢共栄線道路舗装工事その 2 | 14,650,000 | |
| | 株曾我造園 | 〃 | 47 | 6 | 5 | 厚真町 | 普通河川本郷の沢河川岸補修工事 | 4,770,000 | |
| 特定建設 工事共同 企業体 | 株丸博野沢組 | 土木工事 | 50 | 28 | 19 | 厚真町 | 北海道新幹線、宮田高架橋外1箇所 | 269,404,000 | 263,000,000 |
| | 株佐藤組 | 〃 | 39 | 4 | 1 | 厚真町 | 林業専用道(規格相当)幌内栄支 線開設工事 | 14,674,000 | |
| | 株厚信電機 | 〃 | 42 | 56 | 44 | 厚真町 | 新町地区大規模盛土造成地滑動崩 落防止工事(その4) | 10,308,000 | |
| 特定建設 工事共同 企業体 | 有木本建設 | 土木工事 | 66 | 17 | 12 | 厚真町 | 宇隆2地区その6復旧治山工事ほか1 工事 | 129,270,000 | 262,500,000 |
| | 株金谷造園 | 〃 | 50 | 9 | 8 | 厚真町 | 準用河川チカエツ川河岸補修工 事 | 18,440,000 | |

浜厚真野原公園サッカー場改修工事

改修内容

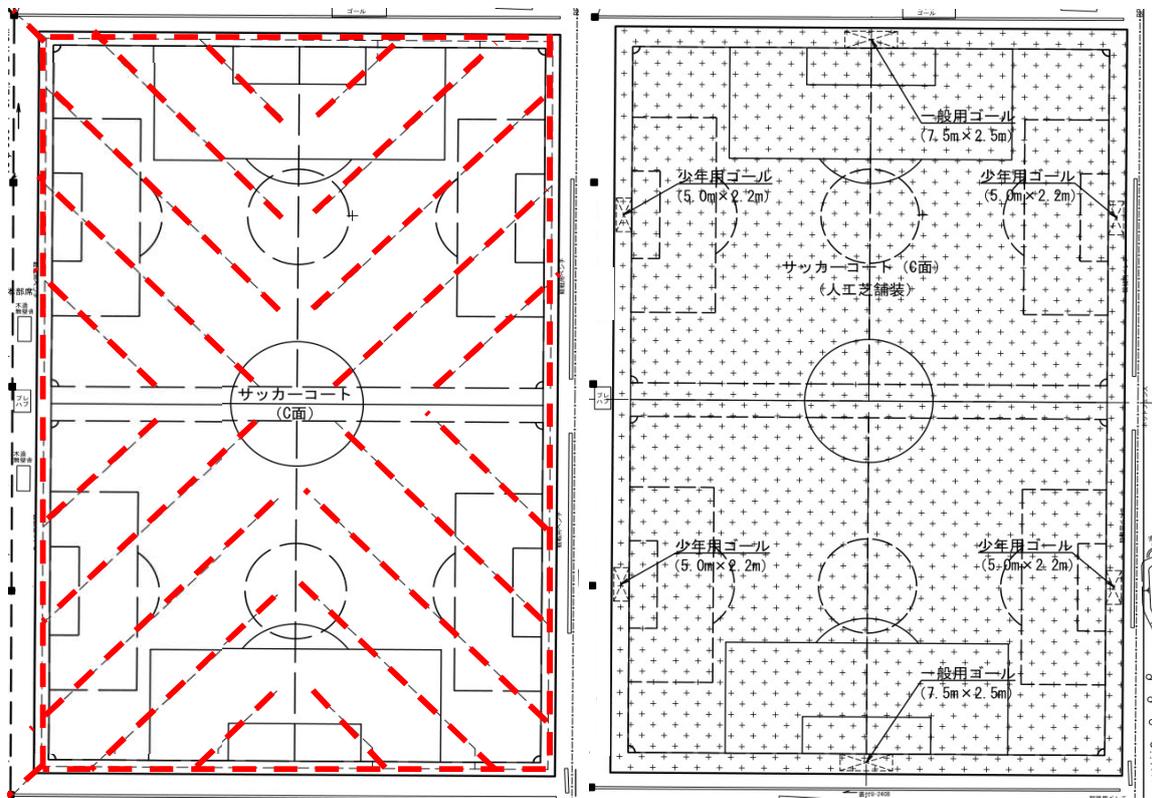
野原公園サッカー場C面 暗渠管新設、人工芝化

【配置図】改修箇所C面



【拡大図】暗渠改修範囲

【拡大図】人工芝範囲



--- 暗渠管

財産の取得（1人1台端末）に関する資料

1 1人1台端末の購入について

G I G Aスクール構想において令和2年度に整備した1人1台端末について、取得から年数が経過していることから、児童生徒用及び教師用の1人1台端末を購入する。

2 随意契約とした理由

国のG I G Aスクール構想における1人1台端末の整備については、都道府県の共同調達により行うことが推奨されている。本件は、北海道の共同調達に参加し、北海道の実施した入札の結果、東日本電信電話株式会社が落札した。

以上の理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、同社と随意契約とした。

3 提案業者一覧表

| 商号又は名称 | 主な営業品目 | 営業年数 | 従業員数 | 本社 | 最近における実績 | | 見積金額 |
|-------------|--------|------|--------|-----|--|----------|-------------|
| | | | | | 事業名等 | 請負金額 | |
| 東日本電信電話株式会社 | 電気通信 | 26年 | 4,950名 | 東京都 | 上厚真支所 電話回線および 市内イントラ設定 変更委託業務(R6) | 880,000円 | 26,070,000円 |

4 今回購入する機器について

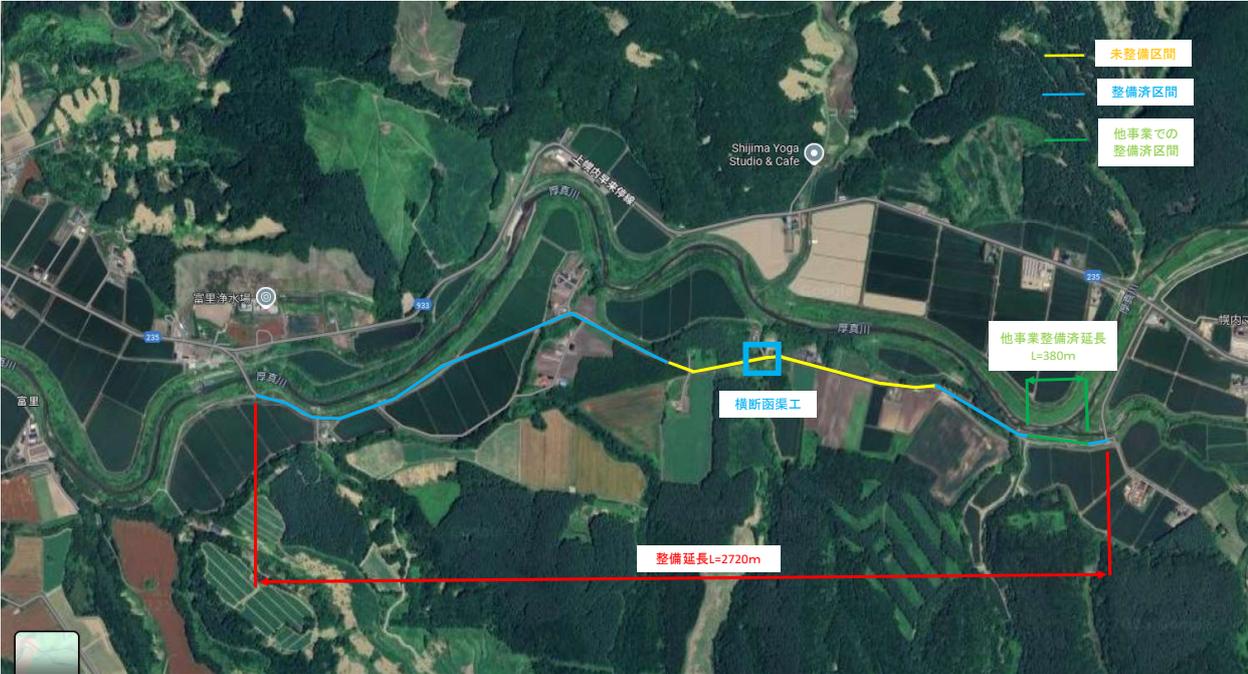
(1) クロームブック（児童生徒用・教師用） 474台

児童生徒及び教師が学習や教育活動に活用するための機器。

機器のメーカー・型番等

| 機器名 | 主な仕様 | 型式名 | 台数 |
|---------|--|-------------------------------------|-----|
| タブレット端末 | ストレージ 32GB メモリ 4GB 画面 11.6インチ 設置・据え付け含む | HP Fortis Flip G1m 11 Chromebook | 474 |

北部厚真川左岸道路整備事業(幌内左岸線)



補正予算説明資料

単位：千円

| | | | | | | | | | |
|-------|------------|---|-----|------|-------|---------|-------|----|-----|
| 会計名 | 一般会計 | 款 | 2 | 項 | 1 | 目 | 1 | 事業 | 303 |
| 事業名 | 自治会等活動推進事業 | | | 所管G | | | 総務人事G | | |
| 予算額 | 財源内訳 | | | | | | | | |
| | 国 | 道 | 地方債 | ※その他 | 一般財源 | ※その他の内訳 | | | |
| 1,500 | | | | | 1,500 | | | | |

◆ 補正の目的

自治会における活動場所（私有地含む）において、支障樹木や支障物の除去について、危険度が高く、専門性を伴う作業を専門業者に依頼した場合に費用の一部を補助する。

| | |
|------|---|
| 別添資料 | 無 |
|------|---|

◆ 事業の概要

- 1 自治会活動支障物除去補助金
 - (1) 補助対象者
自治会
 - (2) 補助率
1 / 2 以内
 - (3) 補助限度額
150千円（1期1回限り）
 - (4) 補助対象期間
令和7年4月1日～令和10年3月31日（第1期）
 - (5) 補正予算要求額
150千円×10自治会＝1,500千円

補正予算説明資料

単位：千円

| | | | | | | | | | |
|--------|--------------|---|-----|--------|------|-------------------------|-------|----|-----|
| 会計名 | 一般会計 | 款 | 2 | 項 | 1 | 目 | 7 | 事業 | 324 |
| 事業名 | 臨海施設ゾーン活性化事業 | | | | 所管G | | 企画調整G | | |
| 予算額 | 財源内訳 | | | | | | | | |
| | 国 | 道 | 地方債 | ※その他 | 一般財源 | ※その他の内訳 | | | |
| 25,000 | | | | 25,000 | 0 | 頑張る「ふるさと厚真」応援寄附金 25,000 | | | |

◆ 補正の目的

令和7年7月10日から13日までの4日間、JPSA一般社団法人日本プロサーフィン連盟のS. LEAGUEの開催が浜厚真海岸で決定したことをうけ、本大会を契機に地域活性化イベントを同時開催することで、浜厚真海岸周辺の活性化を図るとともに本町の魅力を内外に広く発信する。

| | |
|------|---|
| 別添資料 | 無 |
|------|---|

◆ 事業の概要

1 事業内容

サーフィン大会会場で地域活性化イベント開催に資する会場の敷地整備やトイレ、シャワールーム設置等に係る費用を補助する。

2 予算内訳

活性化イベント開催補助金 25,000千円

補正予算説明資料

単位：千円

| | | | | | | | | | |
|-------|--------------|---|-----|------|-------|---------|-------|----|-----|
| 会計名 | 一般会計 | 款 | 2 | 項 | 1 | 目 | 10 | 事業 | 573 |
| 事業名 | 地域活性化起業人交流事業 | | | | 所管G | | 政策推進G | | |
| 予算額 | 財源内訳 | | | | | | | | |
| | 国 | 道 | 地方債 | ※その他 | 一般財源 | ※その他の内訳 | | | |
| 7,425 | | | | | 7,425 | | | | |

◆ 補正の目的

都市部に所在する民間企業の社員が、自身の持つノウハウや知見を活かしながら庁舎内の課題解決を行う企業派遣型地域活性化起業人を委嘱する。

| | |
|------|---|
| 別添資料 | 無 |
|------|---|

◆ 事業の概要

- 1 企業派遣型地域活性化起業人 5,175千円
 - (1) 委嘱人数及び期間
1名 令和7年7月1日～令和8年3月31日
 - (2) 業務内容
自治体DX化（課題の抽出及び使用システムの検討・最適化に向けた提案）
 - (3) 人材を派遣する企業への負担金
9か月分 4,425千円
 - (4) 地域活性化起業人の活動助成金
9か月分 750千円

- 2 副業型地域活性化起業人 2,250千円
 - (1) 委嘱人数及び期間
1名 令和7年7月1日～令和8年3月31日
 - (2) 業務内容
建設DX化（課題の抽出及び技術的支援）
 - (3) 地域活性化起業人への報償費
9か月分 750千円
 - (4) 地域活性化起業人の活動助成金
9か月分 750千円
 - (5) 地域活性化起業人の旅費・交通費
9か月分 750千円

補正予算説明資料

単位：千円

| | | | | | | | | | |
|-------|-------------|-----|-----|------|------|-----------------|-----|----|------|
| 会計名 | 一般会計 | 款 | 3 | 項 | 1 | 目 | 1 | 事業 | 1255 |
| 事業名 | 重層的支援体制整備事業 | | | 所管G | | | 福祉G | | |
| 予算額 | 財源内訳 | | | | | | | | |
| | 国 | 道 | 地方債 | ※その他 | 一般財源 | ※その他の内訳 | | | |
| 3,000 | 1,155 | 577 | | 690 | 578 | 介護保険事業勘定繰入金 690 | | | |

◆ 補正の目的

【生活支援体制整備事業】

複雑化・複合化した生活課題の解消や地域で高齢者の生活を支える体制の構築することを目的に実施する生活支援体制整備事業の体制強化を図る。

| | |
|------|---|
| 別添資料 | 無 |
|------|---|

◆ 事業の概要

1 事業内容

新たに地域づくり推進コーディネーターを配置し、地域包括支援センター等の関係機関との連携のもと、地域における多様な生活支援サービスの創出を図る。

- ① 配置人数 1人
- ② 配置先 合同会社 つむぎ（生活支援体制整備事業受託者）
- ③ 多様な生活支援の例 ゴミ出しや除雪など

補正予算説明資料

単位：千円

| | | | | | | | | | |
|--------|-------------|---|-----|------|-------|---------|-----|----|------|
| 会計名 | 一般会計 | 款 | 3 | 項 | 1 | 目 | 1 | 事業 | 1429 |
| 事業名 | 窓口業務デジタル化事業 | | | 所管G | | | 福祉G | | |
| 予算額 | 財源内訳 | | | | | | | | |
| | 国 | 道 | 地方債 | ※その他 | 一般財源 | ※その他の内訳 | | | |
| 14,838 | 7,419 | | | | 7,419 | | | | |

◆ 補正の目的

町民からの各種申請手続きにおいて、タッチパネル端末等を用いて「書かない」窓口システムを構築し、各申請者の負担軽減を図ることを目的に窓口業務のデジタル化を図る。

| | |
|------|---|
| 別添資料 | 無 |
|------|---|

◆ 事業の概要

1 事業内容

(1) 窓口申請支援

ヒアリング支援機能付きタッチパネル端末機（5台）を導入。町職員が確認事項の聞き取りにより必要な申請書を自動抽出し、マイナンバーカードのICチップ情報や運転免許証等の情報を読み取り複数の申請書に自動転記し申請書を作成（書かない窓口）。申請者は内容確認し、端末上で署名する。

(2) 自宅等での事前申請

事前に申請者の端末から必要な申請情報を入力。来庁時に印刷し、申請者は内容確認と、端末上で署名する。

2 予算内訳

| | |
|--------------------|----------|
| (1) システム構築・設計業務委託料 | 14,838千円 |
| ① 設計費・構築費 | 7,565千円 |
| ② タブレット端末機器（5端末） | 1,980千円 |
| ③ 書かない窓口システム利用料 | 743千円 |

3 今後の展開

- ① 申請書類の提出を一つの窓口で対応するワンストップ化の検討（回らない窓口）
- ② マイナンバーカードによるオンライン電子申請の推進（行かない窓口）

補正予算説明資料

単位：千円

| | | | | | | | | | |
|--------|-----------------|---|-----|------|--------|---------|-----|----|------|
| 会計名 | 一般会計 | 款 | 3 | 項 | 1 | 目 | 3 | 事業 | 1428 |
| 事業名 | 高齢者交通助成券D X実証事業 | | | | 所管G | | 福祉G | | |
| 予算額 | 財源内訳 | | | | | | | | |
| | 国 | 道 | 地方債 | ※その他 | 一般財源 | ※その他の内訳 | | | |
| 21,000 | 10,966 | | | | 10,034 | | | | |

◆ 補正の目的

既存事業である「高齢者バス利用助成事業」について、事業対象者のさらなる利便性の向上と利用促進を図るための検証を行うことを目的に、バス助成券機能を備えたQRコード付紙チケット（以下「チケット」という。）に対応したキャッシュレス決済システムの導入に向けた実証事業を行う。

| | |
|------|---|
| 別添資料 | 無 |
|------|---|

◆ 事業の概要

1 事業内容

(1) 実証対象

- ① 路線バス（あつまバス・道南バス） ※高齢者バス利用助成事業対象交通
- ② 町デマンド交通 ※新規対象

(2) 実証方法

- ① 町民モニター（高齢者）1人につき2万円相当のポイントをチャージしたチケットを付与
※積算：苫小牧市往復（2,200円）×月3往復分×3か月≒2万円
- ② 対象運送車両にチケット対応キャッシュレス決済システム用端末を設置
- ③ 町民モニターは降車時にチケットをかざし決済
- ④ システムで収集したデータを分析するとともにモニター及び対象交通事業者にアンケートを実施

2 予算内訳等

- (1) バス助成券D X実証業務委託料 21,000千円
 - ① システム設計・構築（キャッシュレス決済端末の設置）
 - ② 実証事業の実施（チケットの作成・運賃助成の清算）
 - ③ データ収集・分析

補正予算説明資料

単位：千円

| | | | | | | | | | |
|--------|-------------|---|-----|------|--------|---------|---|----|------|
| 会計名 | 一般会計 | 款 | 6 | 項 | 1 | 目 | 2 | 事業 | 1014 |
| 事業名 | 担い手研修農場整備事業 | | | 所管G | | 農業G | | | |
| 予算額 | 財源内訳 | | | | | | | | |
| | 国 | 道 | 地方債 | ※その他 | 一般財源 | ※その他の内訳 | | | |
| 11,561 | | | | | 11,561 | | | | |

◆ 補正の目的

厚真町担い手研修農場（旧富野小学校）の体育館屋上の防水工事を行い、物品等の損傷や建物自体の劣化を防ぐための対策を講じる。

| | |
|------|---|
| 別添資料 | 有 |
|------|---|

◆ 事業の概要

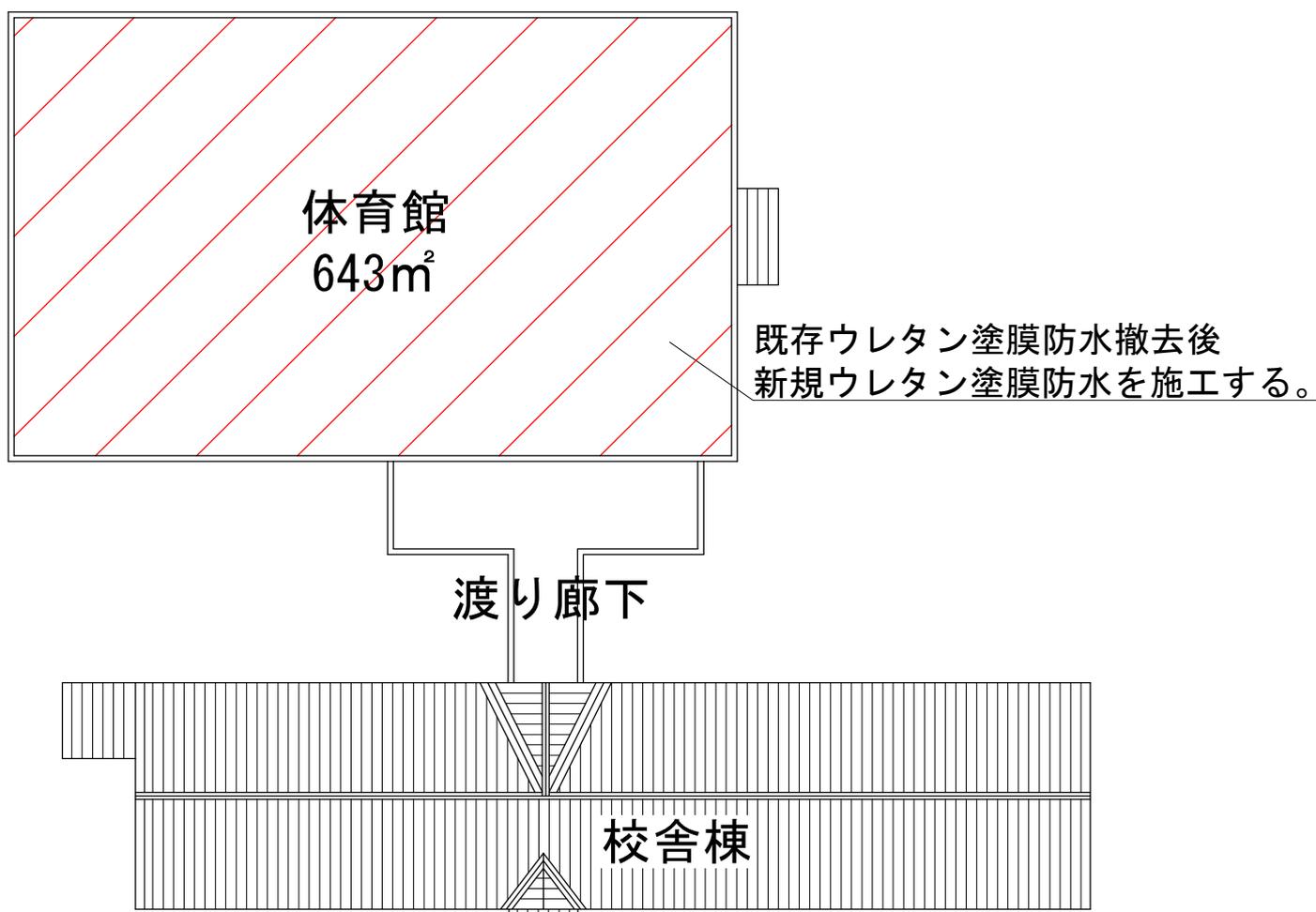
体育館は平成5年に建設されており、これまでに大規模修繕は行なわれていない。今年5月2日の強風により老朽化したウレタン塗膜防水の一部が剥がれる被害が発生したため、劣化したウレタン塗膜防水の全面撤去を行い、新規ウレタン塗膜防水を施工する。

- 1 工事委託費（概算） 11,561千円
- 2 工事内容 ウレタン塗膜防水（643㎡）

担い手研修農場整備事業（体育館屋上防水改修工事）



現況写真



平面図

補正予算説明資料

単位：千円

| | | | | | | | | | |
|--------|----------------|---|-----|------|--------|---------|-----|----|------|
| 会計名 | 一般会計 | 款 | 6 | 項 | 1 | 目 | 2 | 事業 | 1431 |
| 事業名 | 農業情報通信環境整備対策事業 | | | | 所管G | | 農業G | | |
| 予算額 | 財源内訳 | | | | | | | | |
| | 国 | 道 | 地方債 | ※その他 | 一般財源 | ※その他の内訳 | | | |
| 29,700 | | | | | 29,700 | | | | |

◆ 補正の目的

スマート農業の推進にあたり、山間部等の通信不感地帯の解消のための情報通信環境整備にかかる機器の試験設置、試行調査等の実施および計画策定を行う。

| | |
|------|---|
| 別添資料 | 有 |
|------|---|

◆ 事業の概要

町内の中山間地域で通信環境が不安定であり、特性が異なる2地区で各々無線環境を構築し、電波改善の工夫を図りながら、スマート農業の導入に向けた調査及び技術的検討等を実施する。

〔農山漁村振興交付金（情報通信環境整備対策）計画策定支援事業〕

- 1 事業実施主体 厚真町
- 2 事業実施期間 R 7～8年度
- 3 事業内容
 - (1) 調査および技術検討
 - (2) 試行調査
 - (3) 専門家の派遣、ワークショップ
 - (4) 適応可能性の検討
- 4 試行調査計画 トラクタ自動操舵、水位センサー、圃場監視カメラ、ハウス栽培環境モニタリング 等
- 5 事業実施地区 高丘地区の一部エリア・軽舞地区の一部エリア
 (見通しが良い) (見通しが悪くほ場が点在する)
- 6 通信方式

| | |
|--------------------|-----------|
| (1) 衛星通信 | 高丘・軽舞の両地区 |
| (2) Wi-Fi-HaLow | 高丘 |
| (3) LPWA (LoRaWAN) | 軽舞 |

補正予算説明資料

単位：千円

| | | | | | | | | | |
|-----|----------------|---|-----|------|------|---------|-----|----|------|
| 会計名 | 一般会計 | 款 | 6 | 項 | 1 | 目 | 2 | 事業 | 1431 |
| 事業名 | 農業情報通信環境整備対策事業 | | | 所管G | | | 農業G | | |
| 予算額 | 財源内訳 | | | | | | | | |
| | 国 | 道 | 地方債 | ※その他 | 一般財源 | ※その他の内訳 | | | |
| | | | | | | | | | |

◆ 事業の概要（つづき）

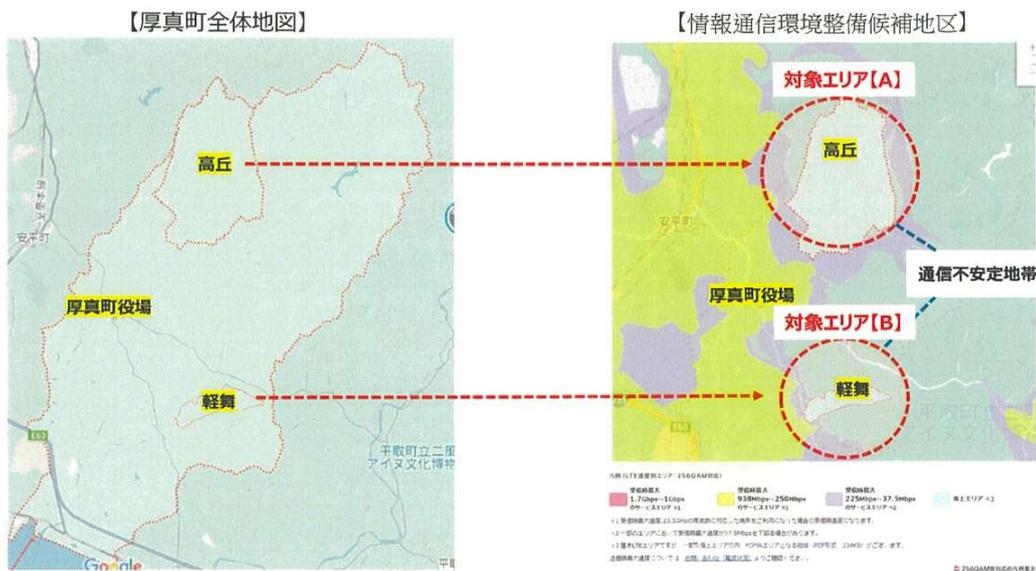
7 事業費 29,700千円（委託料）
 ※R8年度事業分は、補助事業の内示後に別途予算計上
 予定

8 補助率 定額（全額国費）

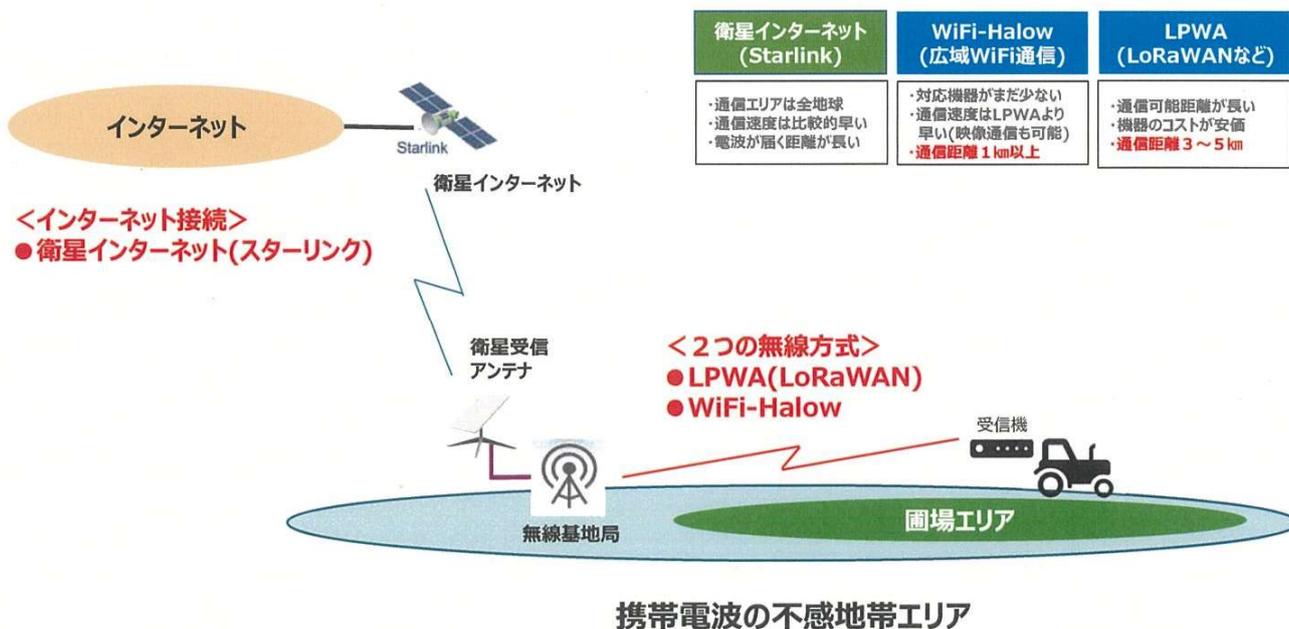
農業情報通信環境整備対策事業

試行調査対象エリア(2地区)

- ・利用シーンに基づき、2通信方式で試行調査を実施
- ・厚真町の生産者ニーズにマッチするモデル形成に向けて試行調査を実施し、厚真町全域の不感地帯への水平展開を検討【施設整備計画へ進む場合】



不感地帯でのインターネット接続（長距離無線通信等の活用）



補正予算説明資料

単位：千円

| | | | | | | | | | |
|-----|---------|---|-----|------|------|---------|-----|----|-----|
| 会計名 | 一般会計 | 款 | 7 | 項 | 1 | 目 | 1 | 事業 | 526 |
| 事業名 | 商工業振興事業 | | | 所管G | | | 経済G | | |
| 予算額 | 財源内訳 | | | | | | | | |
| | 国 | 道 | 地方債 | ※その他 | 一般財源 | ※その他の内訳 | | | |
| 983 | | | | | 983 | | | | |

◆ 補正の目的

商工業者が自ら行う積極的かつ創意工夫を凝らした取り組みを支援し、それをもって本町の商工業の振興及び活性化を図る。

| | |
|------|---|
| 別添資料 | 無 |
|------|---|

◆ 事業の概要

1 商工業経営強化促進補助金

(1) 補助対象者

- ア 厚真町内で1年以上営業している中小企業者
- イ 町内に住所を有している個人事業者または町内に事業所等を有している法人

(2) 補助対象事業

- ア 施設リニューアル事業（施設の増改築又は改修の支援）
- イ 新製品・新技術チャレンジ事業（新製品及び新技術の試験又は研究若しくは開発の支援）
- ウ ICT化事業（ICT化支援）
- エ 新分野拡大事業（新分野事業への事業拡大を支援）

(3) 補助率

1/2以内

(4) 補助限度額

2,000千円（新分野拡大事業で空き店舗を活用した場合は、2,500千円）

(5) 補助対象期間

- ア 事業計画の認定を受けた日から起算して次に迎える3月31日まで
- イ 複数年事業計画の認定を受けている場合は2年目、3年目ともに4月1日から3月31日まで

(6) 新規申請 4件（4,983千円）

補正予算説明資料

単位：千円

| | | | | | | | | | |
|--------|------------|---|-----|------|--------|---------|-----|----|------|
| 会計名 | 一般会計 | 款 | 7 | 項 | 1 | 目 | 1 | 事業 | 1387 |
| 事業名 | 物価高騰経済対策事業 | | | | 所管G | | 経済G | | |
| 予算額 | 財源内訳 | | | | | | | | |
| | 国 | 道 | 地方債 | ※その他 | 一般財源 | ※その他の内訳 | | | |
| 31,600 | 3,872 | | | | 27,728 | | | | |

◆ 補正の目的

物価及び燃料価格の高騰や高止まりにより、町内事業者の売り上げや消費者の家計は厳しい状況になっているため、プレミアム付き商品券を発行し、消費の下支えとともに、域内の経済循環により本町経済活動のテコ入れを図る。

| | |
|------|---|
| 別添資料 | 無 |
|------|---|

◆ 事業の概要

1 事業主体

厚真町地域活性化商品券実行委員会

2 商品券の取扱概要

- (1) 商品券の名称 あつまエール商品券
- (2) プレミアム率 25%
- (3) 購入価格 1口10,000円(額面12,500円)
- (4) 販売総数 12,000口
- (5) 購入限度 1世帯10口に加え、世帯員1人につき2口まで追加購入可
(最大20口/世帯)
- (6) 使用有効期間 令和7年8月上旬から令和8年1月下旬まで(予定)
- (7) 購入申込期間 令和7年7月上旬から7月下旬まで(予定)

3 補正予算要求額

- (1) プレミアム分補助 30,000千円(2,500円×12,000口)
- (2) 事業費補助 1,600千円
- (3) 要求総額 31,600千円

補正予算説明資料

単位：千円

| | | | | | | | | | |
|--------|-------------|---|-----|------|--------|---------|---|----|-----|
| 会計名 | 一般会計 | 款 | 8 | 項 | 4 | 目 | 3 | 事業 | 848 |
| 事業名 | 子育て支援住宅建設事業 | | | 所管G | | 政策推進G | | | |
| 予算額 | 財源内訳 | | | | | | | | |
| | 国 | 道 | 地方債 | ※その他 | 一般財源 | ※その他の内訳 | | | |
| 74,000 | 37,000 | | | | 37,000 | | | | |

◆ 補正の目的

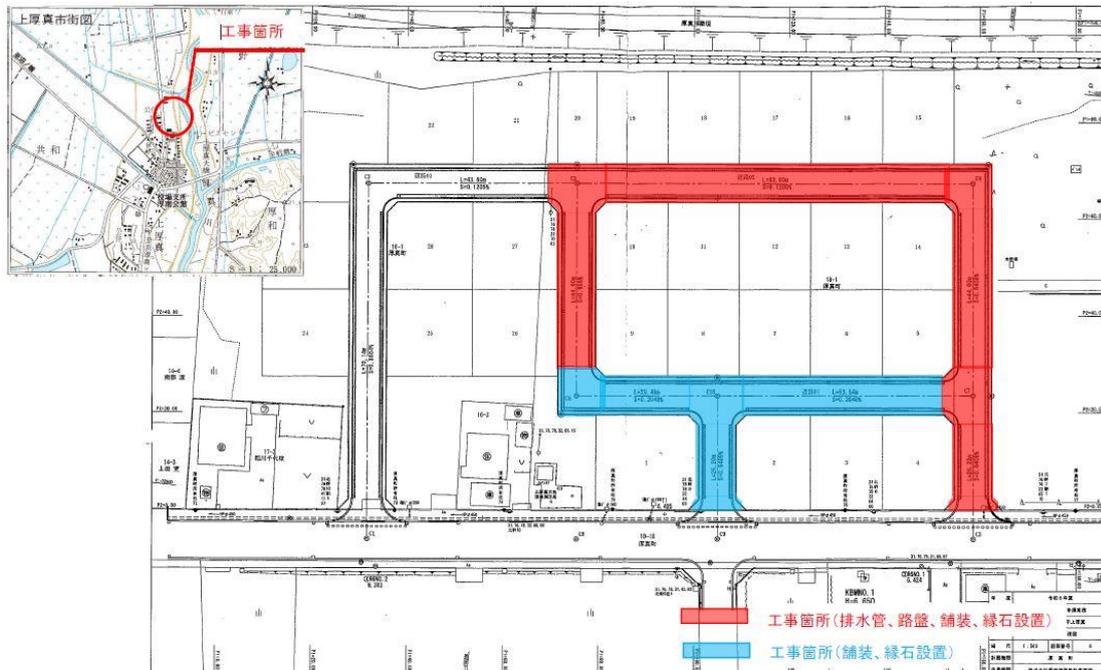
上厚真北部地域で令和6年度から開発スタートした上厚真エコタウンにおいて、今年度整備する子育て支援住宅（ゼロエネルギーハウス（ZEH））5棟に関する外構工事費について補正する。

別添資料 無

◆ 事業の概要

子育て支援住宅に係る道路新設及び配水管整備等の工事費

- ① 道路工事 L=253m（舗装、路盤、雨水排水管、道路縁石 等）
- ② 配水管工事 L=211m（ポリエチレン管 Φ50mm）



補正予算説明資料

単位：千円

| | | | | | | | | | |
|-------|---------|---|-----|------|-------|---------|-------|----|-----|
| 会計名 | 一般会計 | 款 | 8 | 項 | 5 | 目 | 2 | 事業 | 244 |
| 事業名 | 公園等管理事業 | | | 所管G | | | 都市施設G | | |
| 予算額 | 財源内訳 | | | | | | | | |
| | 国 | 道 | 地方債 | ※その他 | 一般財源 | ※その他の内訳 | | | |
| 2,400 | | | | | 2,400 | | | | |

◆ 補正の目的

昨年度の猛暑、大雨、積雪が少ないこと等の影響により、上厚真パークゴルフ場の芝が全面的に枯死したため、復旧修繕を行う。

| | |
|------|---|
| 別添資料 | 有 |
|------|---|

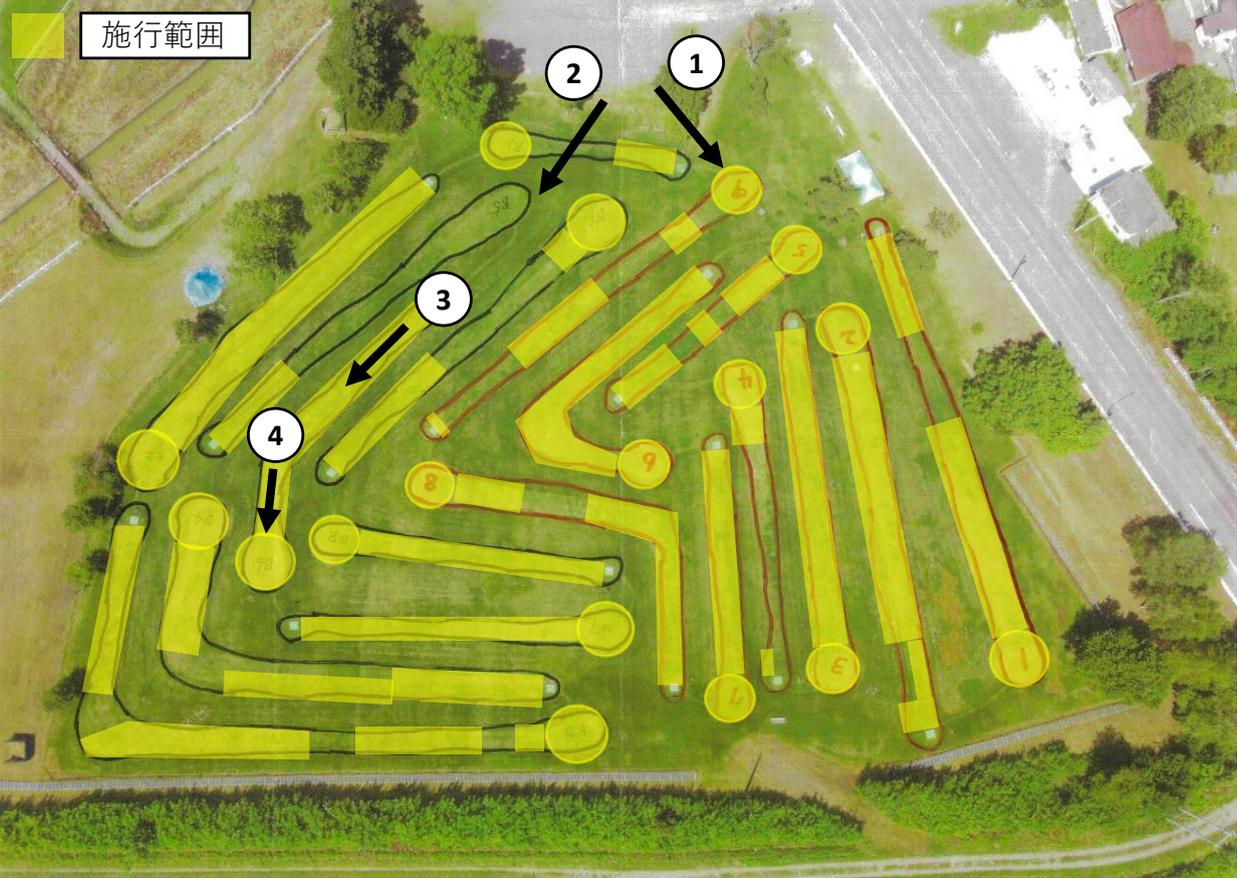
◆ 事業の概要

- 1 対象場所 上厚真パークゴルフ場

- 2 修繕方法
播種での補修を行い、芝の生育状況に応じた水撒きや遮光ネットによる養生を行う。

- 3 施工期間
令和7年7月下旬から令和7年11月下旬（年内クローズ予定）

上厚真パークゴルフ場芝補修 施工範囲



現況写真



補正予算説明資料

単位：千円

| | | | | | | | | | |
|-------|----------|---|-----|------|-------|---------|-------|----|-----|
| 会計名 | 一般会計 | 款 | 10 | 項 | 3 | 目 | 1 | 事業 | 252 |
| 事業名 | 校舎維持管理事業 | | | | 所管G | | 学校教育G | | |
| 予算額 | 財源内訳 | | | | | | | | |
| | 国 | 道 | 地方債 | ※その他 | 一般財源 | ※その他の内訳 | | | |
| 2,158 | | | | | 2,158 | | | | |

◆ 補正の目的

厚南中学校の屋体機械室屋上の防水補修を行い、建物の劣化を防ぐための対策を講じる。

昨年8月の大雨により厚真中学校のグラウンド法面復旧工事について、工事が延期されていたところ、修繕を要する部分が拡大し、必要とする資材も高騰したため、修繕料の増額を要する。

| | |
|------|---|
| 別添資料 | 無 |
|------|---|

◆ 事業の概要

1 厚南中学校

冬期間、体育館屋根の雪庇が屋上の脱気筒に接触し、ウレタン塗膜防水の一部が剥がれたため、剥がれたウレタン塗膜防水を撤去し、ウレタン塗膜防水を施工する。

- (1) 修繕料 907千円
- (2) 修繕内容 ウレタン塗膜防水 (9㎡)

2 厚真中学校

昨年8月27日、30日の大雨により崩れた厚真中学校のグラウンド法面の復旧工事について、10月に補正予算を提出し、災害復旧費負担金(国庫)の事業計画を提出した。事業計画は追加資料の提出を求められるなど審査に時間を要し、12月20日に受理されたが、この段階で事業者からは芝の調達ができないため、5月下旬まで施工は困難と判断され、令和7年5月以降に延期し、繰越明許予算の手続きをとった。

4月下旬に事業者に見積を依頼したところ、冬期間にブルーシートが剥がれた部分が生じて、修繕を要する部分が増加し、更に資材の高騰も影響し、施工費用が増額となった。

- (1) 修繕料 1,251千円
 施工費用 2,442千円
 (繰越明許予算 1,191千円 + 増額分 1,251千円)
- (2) 修繕部分の拡大内容
 - ①張芝面積 410㎡ ⇒ 600㎡
 - ②盛土 15㎡ ⇒ 50㎡

公有用地明細

| 資産区分 | | 筆数 | 面積 (㎡) | 金額 (円) |
|-------------|--------|----|-----------|-------------|
| 用途 | 地区名 | | | |
| 工場用地 | 豊沢 | 2 | 8,977.00 | 4,000,000 |
| 道路及び宅地分譲用地 | 上厚真 | 4 | 3,559.50 | 15,305,850 |
| 緑地(公共空地) | 豊沢 | 1 | 1,065.00 | 3,088,500 |
| 宅地分譲用地 | 上厚真 | 21 | 34,834.00 | 79,769,860 |
| 道路宅地及び公園等用地 | 上厚真 | 4 | 2,193.68 | 7,923,247 |
| 流通業務団地用地 | 上厚真・共和 | 8 | 20,392.00 | 40,784,000 |
| 合 計 | | 40 | 71,021.18 | 150,871,457 |

完成土地等明細

| 資産区分 | | 筆数 | 面積 (㎡) | 金額 (円) |
|-------|-----|----|-----------|------------|
| 分譲地名 | 地区名 | | | |
| 豊沢分譲地 | 豊沢 | 3 | 3,237.00 | 14,681,900 |
| 合 計 | | 3 | 3,237.00 | 14,681,900 |

開発中土地等明細

| 資産区分 | | 筆数 | 面積 (㎡) | 金額 (円) |
|------|--|----|-----------|------------|
| 地区名 | | | | |
| 上厚真 | | 4 | 11,748.17 | 36,437,688 |
| 合 計 | | 4 | 11,748.17 | 36,437,688 |